

令和 8 年度  
再エネ建築継続化支援制度  
【公募のご案内】

○申請書類の受付期限

申請：令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日

認定アドバイザーより申請フォームをご案内致します。

ご相談等に関しては公式サイトよりお問合せください。

URL：<https://sb-ps.jp/>

※申請書類は受付期限内に必要な書類がすべて揃わなければ受け付けられません。

申請書類は、当協会に到着した順に内容を確認し、不備・不足が無い事を確認できたものから各所項目の確認を行いますので、日程に余裕をもって送付してください。

※申請受付期限内でも、予算額に達し次第、受付を終了する場合があります。

○決定通知後の申請書類の提出方法

本制度採択となった支援対象者に「再生可能エネルギー普及促進支援制度」の申請書類のデータを当協会が指定する宛先へ送付いたします。

○お問い合わせ

一般社団法人中小企業振興支援協会

TEL 03-6457-5845 FAX 03-6457-5846 (受付時間 平日 10 時～18 時まで)

## 目次

重要説明事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

給付型支援制度の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

申請から支援金支払いまでの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項・・・・・7

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

「重要説明事項」（申請にあたっての注意点）

再生可能エネルギー普及促進支援制度（以下「本制度」）に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上での申請をお願い致します。

1. 本制度は中小企業振興支援協会（以下「当協会」）が設立した支援制度となり一般企業が行う民間給付型支援金です。  
国や自治体が財源の支援金とは異なりますのでご注意ください。採択された申請者に対して、支援金が交付されます。
2. 本給付型支援の交付を受けようとする支援金の対象者（以下「支援対象者」）は、導入前に電子申請又は郵送より申請を行ってください。申請後、採択が決定されると「決定通知書」が送付され支援金の対象としての実施が正式に認められます。
3. 本制度には支援金支給の条件がございます。  
当協会では、再エネ建築継続化支援制度を通じて、持続可能な社会の実現および再生可能エネルギーの継続的な活用促進を目的とし、再生可能エネルギーを取り入れた建築や設備の維持・継続運用に取り組まれる方に対し、支援を行っております。本給付型支援は、単なる経費補助ではなく、再生可能エネルギーを活用した建築の継続的な実践や、その運用を通じた知見の蓄積を評価し、今後の普及施策の質向上や制度検討の基礎資料とすることを目的としています。そのため、再生可能エネルギーを活用した建築に取り組むに至った経緯や目的、ならびに継続的な運用を通じた意識の変化、今後の活用方針や課題等について調査を行い、情報を蓄積・活用してまいります。申請にあたっては、本制度の趣旨・内容をご理解いただき、取り組み後の成果や実績についてご報告・共有いただける方を対象とさせていただきます。

#### 個人情報取り扱いと使用目的

・当協会に提出された申請者の個人情報については、当協会にて保管させていただきます。又、以下の目的のために使用します。

①本制度の適正な執行のために必要な連絡

②その他本制度の遂行に必要な活動

・また、当協会は次に掲げる場合を除いて、個人情報保護法その他の法令で認められる場合を除き、あらかじめ申請者の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、次に掲げる場合には、当該情報の提供先は第三者に該当しないものとします。

①当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

③個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いた場合

・個人情報について、開示、訂正、利用停止等のお申し出があった場合には、当協会所定の方法に基づき対応致します。具体的な方法については、個別にご案内します。

（下記受付窓口までお問い合わせください。）

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：再生可能エネルギー普及促進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845 | Eメールアドレス：[info@sb-ps.jp](mailto:info@sb-ps.jp)

## 本制度の目的

再エネ建築継続化支援制度は、当協会が実施する支援制度であり、持続可能な社会の実現および再生可能エネルギーを活用した建築の継続的な普及促進を目的としています。再生可能エネルギー設備を導入した建築や住宅の継続的な活用・運用に取り組む個人や世帯を対象に、その維持や活用に関する取り組みを支援することで、再生可能エネルギーの定着と社会全体の環境意識の向上を目指します。

本制度では、再生可能エネルギー設備を活用した建築の継続的な運用、活用方法の検討、運用を通じた知識や理解の深化など、持続可能なエネルギー利用の実践に関する取り組みに対して支援金を支給します。本支援は単なる経費補助ではなく、再生可能エネルギーを活用した建築の継続的な取り組みそのものを評価する給付型の支援であり、普及施策の質の向上や今後の制度検討に活かすことを目的としています。

対象となる方には、当協会が認定するアドバイザーによるガイダンスを受けていただき、再生可能エネルギー設備を活用した建築の運用方法や活用の可能性について理解を深めていただきます。また、再生可能エネルギーを活用した建築に取り組むに至った経緯や目的、継続的な運用を通じた意識の変化、今後の活用方針などについて調査を行い、制度運用や普及施策の改善に役立ててまいります。

制度の実施後には、取り組みの経過や成果についてご報告いただき、その内容をもとに効果や課題を整理・分析することで、今後の制度運用および再生可能エネルギー建築の普及施策の改善に活用してまいります。本制度は、再生可能エネルギーを活用した建築の継続的な運用を支援するとともに、その実践から得られる知見を社会全体で共有することで、持続可能な社会の実現に向けた基盤づくりを支援するものです。

## 申請スケジュール

申請期間：令和 8年 4月 1 日～令和 8 年 9 月 30 日

支援対象期間：令和 8年 4月1日～令和 9 年 9 月 30 日

支援対象期間【支援対象となる実施、支払い等を行う期間】1 年間

## 本制度の対象者

本制度の対象は、再生可能エネルギーを活用した建築や住宅の継続的な運用・活用に取り組む意思を有する個人または世帯とします。本制度の趣旨を理解し、認定アドバイザーによるガイダンスを受けながら、再生可能エネルギー設備の適切な活用方法や運用に関する知識の習得、情報収集等を行い、持続可能なエネルギー利用を継続して実践する姿勢を有する方を対象とします。

具体的には、以下のような方が対象となります。

- ・再生可能エネルギー設備を導入した住宅や建築物を所有または利用しており、その継続的な活用や運用の改善に取り組みたいと考えている方
- ・再生可能エネルギー設備の運用方法や活用の可能性について理解を深め、持続可能なエネルギー利用の実践に関心を持っている方
- ・認定アドバイザーによるガイダンスを受け、制度の趣旨に沿った情報収集や運用の見直し等に取り組む意思のある方
- ・取り組み後に、運用の経緯や意識の変化、今後の活用方針等についての報告や調査に協力できる方・その他、当協会が制度の目的に照らして適当と認める方

## 本制度の対象経費

再エネ建築継続化支援制度は、再生可能エネルギーを活用した建築の継続的な活用および理解の深化を促進することを目的として、再生可能エネルギー建築に関する知識の習得、情報収集、運用の見直しや活用方法の検討などの取り組みを支援する制度です。その一環として、再生可能エネルギー建築に関する基礎知識の理解促進および継続的な活用に向けた検討の機会を提供するため、当協会が認定するアドバイザーによるガイダンスの受講や、再エネ建築の活用状況に関する報告等の取り組みに対し支援金を支給します。本制度では、再エネ建築に関する理解を深める段階から、実際の活用状況の整理・報告まで、段階的な取り組みを支援するため、以下の支援枠を設けています。

## 支援枠

### ・A枠：再エネ建築基礎理解支援枠

当協会が認定するアドバイザーによる再生可能エネルギー建築に関するガイダンスを受講し、制度の趣旨に基づいた知識習得および理解促進に取り組んだ方を対象として、1万円の支援金を支給します。

### ・B枠：再エネ建築継続活用報告枠

認定アドバイザーによるガイダンスを受講したうえで、再エネ建築の活用状況や運用に関する取り組みを整理した再エネ建築報告書を提出した方を対象として、10万円の支援金を支給します。

本支援は、単なる経費補助ではなく、再生可能エネルギー建築に関する理解の深化および継続的な活用に向けた取り組みそのものを支援する給付型の制度として実施するものです。

## 申請について

本制度の利用にあたっては、当協会が認定する認定アドバイザーによるガイダンスを受けることを条件としています。申請および制度の利用は、認定アドバイザーによる案内および手続きに基づき行われるものとします。

## 認定アドバイザーとは

再エネ建築継続化支援制度における認定アドバイザーとは、対象者が制度を円滑に活用し、再生可能エネルギーを活用した建築の理解を深めながら継続的な活用に取り組むことができるよう支援を行う、当協会が認定したアドバイザーを指します。

認定アドバイザーは、対象者の状況や関心を踏まえながら、再生可能エネルギー設備の基本的な仕組みや建築における活用の考え方についてガイダンスを行い、本制度に基づく取り組みを支える役割を担います。

また、認定アドバイザーは、制度の趣旨や内容の説明、再生可能エネルギー建築に関する情報提供や相談対応を行うとともに、制度利用に必要な手続きや取り組みの進行についても適切なサポートを行います。さらに、再エネ建築の活用状況や取り組み内容の整理、報告に関する助言等を通じて、対象者が制度の目的に沿った形で取り組みを進められるよう支援します。

これにより、本制度の適正な運用を確保するとともに、再生可能エネルギーを活用した建築の理解促進および継続的な活用の推進、さらには持続可能な社会の実現に向けた環境づくりを支える重要な役割を担う存在として位置づけられます。

## 審査基準について

本制度の審査基準は以下の通りとします。

- ・当協会が実施する本制度の趣旨および内容をご理解いただき、制度実施後に実施する支援金調査レポートへの回答や報告等にご協力いただける方であること。
- ・当協会が認定するアドバイザーによるガイダンスを受け、本制度に基づく取り組みを実施した方であること。

## 注意事項

(1)本制度は、審査があり、不採択になる場合があります。また、本制度遂行の際には自己負担が必要となり、支援金は後払いです。

### (2) 実施後経過調査への協力

当協会は、実施状況や稼働状況について、交付決定の後、指定項目のレポート提出をお願いしております。

### (3) 当協会が求める情報の提供に関する協力

申請者は、当協会が、必要な資料及び情報等を求めたときは、当協会の指定する期日までに当協会に対して提供することに同意した上で、本制度の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、認定アドバイザーを通じて、当該資料及び情報等を当協会に提供させることができるものとします。

再生可能エネルギー普及促進支援制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

## 申請者

再生可能エネルギー普及促進支援制度支援事業に係る申請書に記載の代表者のみに限ります。

## 申請書類について

申請書類一式は、電子申請又は郵送よりご提出ください。（持参は不可）

### (1) 電子申請

- ・ 認定アドバイザーより申請フォームを送付します。各所内容に沿って記入してください。

### (2) 郵送申請

- ・ 認定アドバイザーより申請書類を送付します。各所記載し、下記宛先まで郵送してください。

住所：東京都千代田区神田和泉町 1-13-11 和泉町中央ビル 6F

担当：再生可能エネルギー普及促進支援制度事務局

電話番号：03-6457-5845

- ・ 申請手続き後、採択結果を申請方法に沿って電子メールにてお送りいたします。

決定対象者には決定通知書を合わせてお送りいたします。

※審査結果の詳細に関しましては非公開とさせていただきます。

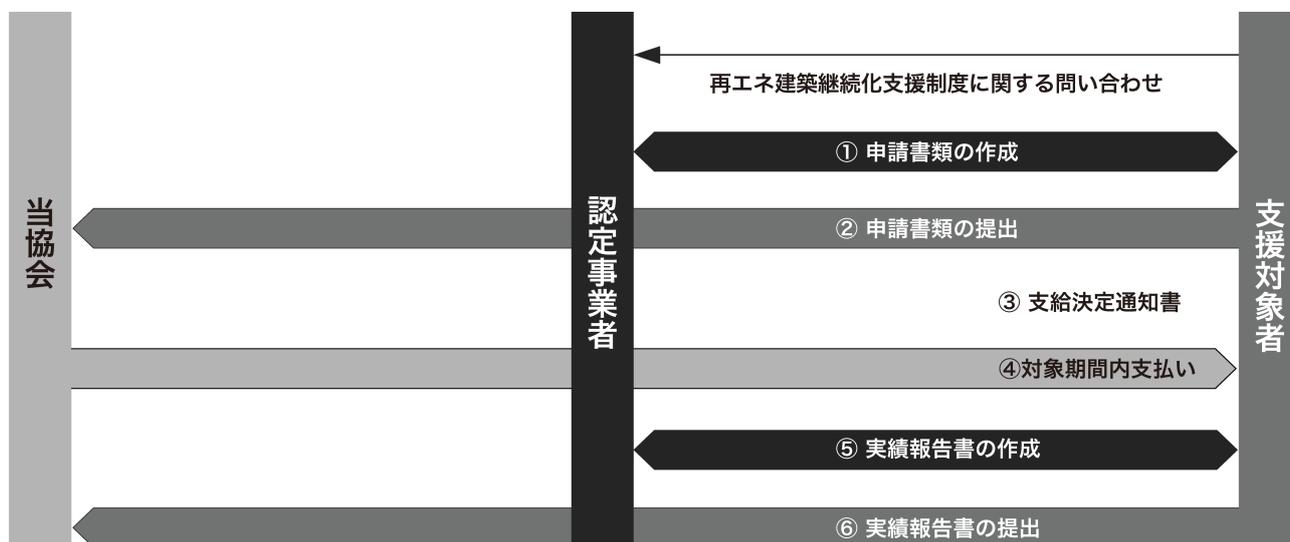
### 申請から支援金支払いまでの流れ

本制度の実施は、申請内容及び決定通知書の内容に沿って支援金レポートの送付及び実施を完了ください。

支援対象期間は翌月 1 日から起算して 1 年 を経過するまでの期間（本制度では、令和 9年9月30日）とします。

（例）令和 8年 4月下旬に決定の場合

（支援対象期間は令和 8年5月～令和 9 年5月末日）



支援金対応期間：令和 8年 4月 1日～令和 9年 9月 30日

※申請状況により、支給日が前後する場合がございます

### 各種申請書類の作成及び提出における主な留意事項

申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担になります。

申請書類を提出する者及び連絡担当者は、申請対象者本人に限ります。

提出された申請書類は、決定の可否に関わらず返却しませんので、必ず写しを保管してください。内容についてお問い合わせをさせていただく場合があります。

受付最終日（申請書提出期限）の時点で不備・不足のある申請書類は受け付けません。また、申請書類は当協会に到着した順に内容を確認し、不備、不足が無いことを確認できたものから採択に向け各所項目の確認を行います。

（申請書類の到着順ではありません。）受付期限内でも予算額に達した時点で締め切る可能性があります。

締め切り以降に到着した申請書類や締め切り時点で不備、不足のある申請書類は受け付けません。

## 支援金調査レポートに関する提出書類

### 支援金調査レポート

- ・認定アドバイザーより支援金調査レポートが発行されます

本制度調査レポートの項目を確認後不備・不足の無いよう記入下さい。

### 申請に必要な証明書類

本制度の申請にあたっては、認定アドバイザーによるガイダンスを受講し、所定の内容を修了していることを確認するため、証明書類をご提出いただく必要があります。対象者が制度の趣旨に基づいたガイダンスを受講したことを確認するため、認定アドバイザーが発行する書類を申請時にご提出ください。

#### **【提出が必要な証明書類】**

認定アドバイザーによるガイダンス終了後には、受講内容を証明する研修終了報告書が発行されます。

申請にあたっては、当該報告書をご提出いただきます。研修終了報告書には、次の事項が記載されています。

- ・受講者氏名（支援対象者名）
- ・ガイダンス実施日
- ・ガイダンス内容の概要
- ・認定アドバイザー名
- ・認定アドバイザーの所属または登録情報
- ・発行日
- ・認定アドバイザーの署名または確認印

本書類は、対象者が本制度の趣旨に基づいたガイダンスを受講したことを確認するための証明書類として、申請時に提出いただくものです。

また、B枠（再エネ建築継続活用報告枠）に申請する場合は、上記書類に加えて、再生可能エネルギーを活用した建築の運用状況や取り組み内容等を整理した再エネ建築報告書の提出が必要となります。

再エネ建築報告書には、再生可能エネルギー設備の活用状況、運用における工夫や課題、今後の活用方針などを記載いただき、本制度の成果把握および今後の普及施策の検討に活用します。

上記書類は、支援対象となる取り組みの適正性および制度に基づく実施状況を確認するうえで重要な書類です。不備のないようご準備のうえ、期日までにご提出くださいますようお願いいたします。

#### その他

原則として、支援事業終了後の支援金額確定にあたり、申請書類の確認ができない場合については、支援対象外となる場合があります。また、支援事業終了後に、当協会または関係機関の検査員等による実地調査を実施することがあります。当該検査の結果、制度の趣旨に反する事項や不適切な申請等が認められた場合には、支援金の返還等を求める場合があります。

## 暴力団等排除に関する事項

支援対象者は、支援金の申請をするに当たって、また、支援事業の実施期間内及び完了後の将来にわたって下記の事項のいずれにも該当しないことを約束します。虚偽があり、又はこの約束に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 支援対象者が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規する暴力団その他の反社会的勢力（以下、「暴力団等」という。）である場合、又は当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、任意団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団等の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）の場合
2. 支援対象者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又は暴力団員等を利用するなどしている場合
3. 支援対象者が、暴力団等又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団等の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
4. 支援対象者が、暴力団等又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している場合

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行し、この規定の前に施行前に生じた事項にも適用する。